

中高年女性の経済状態からみた老後保障の問題点

——未婚女性を中心として——

直井道子

I はじめに

一般に「女性と社会保障」について特集が組まれるような場合、その背後には「社会保障制度は女性が経済的困難におちいるのを救うことに（男性の場合と同程度に）寄与しているか」というような問題意識があるものと考えられる。より具体的には、「一般的には男性よりも経済的困難におちいりやすい女性の立場が、制度の中にどのように反映されているか」「未婚の勤労者、専業主婦、パート労働者、夫との死別婦人などと生涯を通じて立場が変わりやすい女性の状況が制度にどのように反映され、女性が経済的困難におちいることを防いでいるか」などの問題に答えていくことが期待されているのであろう。「男性と社会保障」という特集を寡聞にして知らないのは、女性の状況がまだ男性に比べて不利である可能性が高いと考えられている証拠といってもよいかもしれない。

さて、本稿も、このような問題を論じようとするものである。ただし、これを社会保障制度の制度上の問題としてのみ論ずるのではなく、より広く労働慣行や社会の女性に対する役割期待までを含めて論じようとする意図している。その点を明確にするために、社会保障（本稿では年金を主としてとり扱う）の制度上はまったく男性と同じように扱いやすいと考えられがちな未婚女性、それも中高年に達した未婚女性を論議の中心にすえたい。そして、社会保障制度上は男性同様であっても、未婚女性の多くが実際には低水準の所得保障しか

得られないことを、経済生活のデータから示したい。この点で、本稿は労働問題、社会習慣などの現実と社会保障制度のあり方との関連性、非関連性を扱うものである。また、未婚女性について論じるからには、その特徴を明らかにするために、有配偶女性、離婚女性、死別女性などのデータを示すことをおことわりしておく。

ところで、以下では中高年の未婚女性を中心にとり扱う理由を簡単に述べておきたい。第1は前述したとおり、社会保障制度上は男性同様であるのに、女性なるがゆえに不利な社会保障しか受けられない例として適切であると思われるからである。この点は後に、より詳しく論じたい。第2は「結婚相手として適当な年齢の男性が大量に戦死した世代」、すなわち、ある意味では「戦争の影響によって生み出された未婚女性」の問題を明らかにしたかったからである。このような世代を厳密に特定することはできないが、大正末期から昭和ひとけたの生れで、第2次世界大戦終戦時に10歳代半ばから20歳代前半の女性だと考えてもよいのではないだろうか（あるいはもう少し上の年齢層も含むべきかもしれない）。大正13年生れの人が、1985年の1月1日に60歳なのであるから、この年齢層はこれからちょうど老齢期に入り、日本が最も高齢社会となる21世紀には老齢期の後期をむかえることになる。

以上の二つの理由から、本稿では、中高年未婚女性の生活状態をとおして、女性と社会保障について考えていく。主に使用するデータは、東京都老人総合研究所が行った二つの調査「中高年女性の生活と老後——未婚・死別・離別の場合（以下、

都老研無配偶調査と略記)」（実査1977年2月）と「中高年女性の生活と老後——有配偶の場合」（実査1979年11月）のものである¹⁾。両調査とも、対象者は実査時に45歳から54歳の東京都23区に住む女性である。出生年でいえば、無配偶調査は大体1922年（大正11年）生れから、1931年（昭和6年）生れ、有配偶調査は1924年生れから1933年生れの女性を対象としていたことになる。なお、サンプリングは、23区をブロックわけして地点抽出をしたのち、抽出地点内の対象条件該当者（無配偶調査では住民票上の無配偶女性で45～54歳の者）を全数抽出し、その中から無作為サンプリングを行っている。とくに無配偶女性に関してはひとりぐらし老人の調査などを除いて地域サンプルや無作為抽出サンプルの調査は少ないため、調査時点は若干古いが、このデータに基づいて論を進めることにしたい。

II 収入と収入源

まずはじめに、問題の核心に迫る意味で中高年

未婚女性の収入についてみていきたい。表1は、配偶関係別の世帯収入月額をみたものである。この表から、1)調査時点の2年間のズレを考慮したとしても、有配偶女性では世帯収入の良い者が多く、平均値では無配偶女性の2倍にのぼっていること、2)無配偶女性の中で、平均値に着目するならば、死別、未婚、離別²⁾の順に収入が高いことがわかる。さらに、未婚の収入分布をよくみると、離死別に比べて、15万円以上30万円未満の者の比率が多い一方で、10万円未満の者も計30.4%にのぼっている。未婚者だからといって、そのほとんどが男性同様の比較的高額の収入を得ているわけではないことがうかがわれる。

それでは、次に、このような収入の差がどのようにして生じるのかを理解する手がかりとして、表2の世帯の収入源をみてみよう。これに、各収入源の平均額のデータを加味しつつ、未婚者の世帯の収入の特徴を他の配偶関係と比較して明らかにしたい。

まず、収入源の平均数に着目すると、未婚女性の世帯は最も収入源が少ないという特徴がみられ

表1 配偶関係別世帯収入月額

	計	なし	5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～25万円未満	25～30万円未満	30万円以上	DK, NA	平均(万円)
有配偶	100.0(911)	—	0.1	0.5	2.1	5.3	11.5	11.1	48.3	21.0	35.02
無配偶計	100.0(676)	1.9	6.8	24.0	21.9	12.8	8.0	3.4	5.5	15.8	14.03
未婚	100.0(253)	1.6	7.9	20.9	21.3	18.8	10.3	4.3	3.2	12.6	13.82
死別	100.0(237)	2.5	4.6	21.0	24.5	10.1	6.8	3.8	7.6	19.0	15.15
離別	100.0(186)	1.6	9.1	31.7	19.4	8.1	6.5	1.6	5.9	16.1	12.71

(注) 東京都老人総合研究所社会学部「中高年女性の生活と老後——未婚・死別・離別の場合——」, 1978年, ならびに同研究所「中高年女性の生活と老後——有配偶の場合——」, 1982年から合成。なお、平均値は無配偶については実額から計算し、有配偶については選択肢がカテゴリーで示されているので、カテゴリーの中央値で計算した。5万円未満は2万5,000円, 30万円以上は32万5,000円で計算してある。

表2 配偶関係別収入源

% (M.A.)

		計	夫の仕事 収入	妻(本人) の仕事収入	子ども(他 の世帯員) の収入	家賃・地 代・利子	年金・ 恩 給	その他				平均数
								仕送り	生活保護	その他		
有 配 偶		100.0(911)	96.0	58.0	14.3	17.7	4.1	2.7				1.93
無 配 偶	小 計	100.0(676)	—	81.9	15.8	27.3	31.6	36.2	14.6	11.1	10.5	1.93
	未 婚	100.0(253)	—	85.5	7.9	23.8	17.8	33.2	13.4	9.9	9.9	1.68
	死 別	100.0(237)	—	75.9	24.9	34.1	54.8	36.7	13.1	12.7	10.9	2.26
	離 別	100.0(186)	—	85.0	11.5	23.6	20.4	40.3	18.3	10.8	11.2	1.81

(注) 有配偶の「夫や妻の副収入」と無配偶の「本人の副収入」とを除いて作表した。

る。他と比してとくに比率が小さいのは、「他の世帯員の収入」であり、「年金・恩給」も有配偶女性の世帯の次に受給率が小さい。これと反対の極にあるのが死別女性で、最も多収入源で、他の世帯員の収入、年金・恩給、家賃・地代・利子のいずれの項目でも最大比率を示している。

このような差をもたらしている原因としては2点が考えられる。第1点は死別女性の多くは近年まで夫がおり、したがって長年有配偶女性の世帯と類似した世帯収入をもっていたという点である。たとえば持家率に着目すると有配偶女性の世帯の69.4%について、死別が54.4%と高く、ついで未婚42.7%、離別35.0%の順となっている。死別女性の持家のほとんどは夫の生存中に取得したものであり、それが死別後に家賃収入をもたらしているケースの多いことは、調査後に行われた対象者中の有志のケース・スタディからも明らかであった。家賃・地代・利子収入の平均は約9万円にもなった。むしろ、死別女性のすべてが夫の生存中の経済力の恩恵を受けているのではないにしても、未婚女性の立場からみれば、生涯をとおして夫（男性といいかえてもよいだろう）の経済力の恩恵を受けなかった分だけ、経済的に不利な状況にあるともいえる。

第2に、死別女性の方が収入源の多い理由は、社会は死別女性を経済的に保護する制度をいくつか用意していることである。別ないい方をすれば、結婚した女性は夫の収入で生活することを当然とみなし、生計中心者を失った女性に対しては何らかの保護を与えるべきだとする社会通念が存在するのである。このような制度の典型は、遺族年金である³⁾。死別女性の過半数が年金を受給しており、その受給者の79.5%が遺族年金、14.5%が母子年金の受給者であった。その平均額は4万1,700円で決して高額とはいえないが世帯収入総額が高くないのだから家計への貢献度は大きいといってよい。他に生命保険などという制度もあり、これは死別時の一時金であることが多いが、死別の対象者の54.9%はこれを受け取っていた。これに対して、未婚者には何ら社会的な援助はない。扶養すべき子供がいるわけではなし、自分で働いて自分

の身一つくらいは養えるだろうと考えられているのであろう。それは実際、体が健康な間はそのとおりであり、未婚女性はその世帯収入のほとんどを自らの収入に頼る単一収入源の人が多いのである。

ところが、目を老後に転じると未婚女性の厳しい状況が浮かびあがってくる。他の配偶関係の女性に比して未婚女性にとくに比率の小さい収入源をもう一度表2で見れば、それはすべて老後、体が不自由になっても収入が得られる可能性の高いものばかりであることに気づく。家賃・地代・年金などがこれである。他の世帯員の収入に関しては不確定要素は残るが、それが子供であれば法的にも扶養の義務があり、最低限の援助は期待できるのに対して、未婚女性の同居者で最も高率（全体の15.8%）なのは親であり、ついで未婚の兄弟姉妹（7.9%）、既婚の兄弟姉妹（7.9%）であるから、老後の援助はほとんど期待できないのである。結局、未婚女性は自らの老齢年金に頼るしかないのである。

ここで、一般には遺族年金は老齢年金の約半額なのであるから、未婚者はさきに示したデータで年金受給率が低いとはいっても老齢年金を受給できるようにすれば経済的安定が得られるのではないかと考えられてくる。そこで、老齢年金の状況を推察するために、以下では職業と職歴についてみていこう。

III 職業・職歴と仕事収入

表3は配偶関係別にみた有職者の従業上の地位である。未婚者で最も常雇が高率であること、有配偶者は家族従業者と臨時・パートの比率が高いことが特徴的である。死別と離別は分布がきわめて似ており、これは結婚による中断などの条件の共通性によるものかとも思われる。次に表4で配偶関係別職種をみよう。未婚者は、専門技術、事務などホワイトカラー的職種が他より高率で、販売や保安・サービスが低率である。有配偶女性は技能工・生産工程が高率であることが特徴的である。このようにみえてくると、平均的には、未婚者は他の配偶関係の女性より常雇やホワイトカラー

表 3 配偶関係別従業上の地位

			自営業主	内職	家族従業者	常雇	臨時・パート
有配偶		100.0(528)	9.5	7.0	37.3	15.2	31.1
無配偶	計	100.0(554)	21.3	4.7	0.9	57.2	15.9
	未婚	100.0(216)	19.9	4.2	0.9	64.8	10.2
	死別	100.0(180)	22.8	6.1	1.1	52.2	17.8
	離別	100.0(158)	21.6	3.8	0.6	52.5	21.5

表 4 配偶関係別職種

			専門・技術	管理	事務	販売	運輸・通信	技能工生産工	保安・サービス	その他不明
有配偶		100.0(528)	8.1	—	22.5	21.8	0.4	31.4	14.8	0.9
無配偶	計	100.0(554)	12.3	4.0	30.1	18.4	0.7	10.8	18.8	4.9
	未婚	100.0(216)	18.1	3.7	37.0	13.4	0.9	12.0	12.5	2.3
	死別	100.0(180)	6.7	5.5	23.9	22.8	—	10.0	24.4	6.7
	離別	100.0(158)	10.8	2.5	27.8	20.3	1.3	10.1	20.9	6.3

表 5 配偶関係別現職年数

			～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25年以上	不明
有配偶		100.0(528)	25.9	20.5	15.0	10.0	14.4	13.5	0.7
無配偶	計	100.0(554)	31.9	16.8	17.9	8.3	8.3	14.0	2.7
	未婚	100.0(216)	22.7	14.4	13.4	6.5	13.4	27.3	2.3
	死別	100.0(180)	38.9	18.3	20.0	10.0	6.1	4.5	2.2
	離別	100.0(158)	36.7	18.4	21.5	8.9	3.8	7.0	3.8

職種につくものが高率で、より安定的であるともいえる。

ただし、表5をみれば、未婚者の多くが平均的男性なみに安定した就業状況であるとはとてもいえない。現職年数が25年以上の者は、他の配偶関係の者に比べればきわだって未婚者に高率であるが、それでも4分の1強にすぎない。一方で未婚者でも現職年数が10年未満の者は37.1%にものぼっている。これをたとえば、有配偶調査の夫と比べてみると、現職年数10年未満の者は夫が50～54歳の場合14.3%しかおらず、現職年数25年以上は50%を超えている。対象年齢の差異から厳密な比較はできないが、未婚者の中でも「男性なみ現職年数」をもつ者はせいぜい4分の1程度であるといえる。

その理由は私どもの調査からだけでは十分つかめなかったが、他のケース・スタディ⁴⁾を参考に

すると、次のような要因が考えられる。第1に、戦後の混乱で、継続的な職業生活につくのが遅くなったという要因である。人によって外地からのひきあげ、家業の倒産による引越し、疎開先からの転居、栄養不良からくる病氣、勤め先の倒産など、そのあらわれ方は多様である。ただし、この点は男性も似たような状況であったともいえるだろう。第2に、職業をめぐる諸条件の中で女性の勤続に不利に働く要因の多いことも指摘しなければならない。自営業の場合であれば、「女だとなかなか銀行がお金を貸してくれない」「信用がない」などであり、雇用労働者であれば、「勤続年数が長くても給料は上がらない。だから別の勤め先にかわってもいい」とか、「若い女の子が入ってきていづらくなる」などである。それ以前に、女性は安定した大企業に就職しにくく、倒産や人員整理にあいやすいとか、家政婦などのように、

もともと臨時の仕事につく人も少なくないこともあるだろう。第3に、女性自身やそれを取りまく家族親族、学校などが、女性の就業継続を真剣に考えなかったという要因も大きい。とくに、彼女たちの受けた教育は、女は男に仕え、従って生きるものという教育であり、結婚に備える教育であった。職業に役立つ教育など受けられなかったし、自立心さえも抑圧する教育であった。家族親族も、女性が一生職業で身をたてることになるなどとは考えもせず、進学は男性優先であったろうし、家事や介護の必要性などから簡単に仕事をやめさせたりもした。女性自身もいつかは結婚してやめるつもりで、真剣に技能向上をはかったり安定した職業をさがし始めるのは、いわゆる「婚期を逸した」ことが明確に納得されてからであったろう。これらの要因があいまって、たとえ未婚であっても、現職年数の短いものが多いのだと考えられる。

このケース・スタディを裏づけるように、われわれの調査でも、平均職業回数（1回転職していれば2と数える。生涯無職の人は0となる）は、未婚2.48回、死別2.30回、離別2.82回で、あまり配偶関係による差はない。無配偶者として暮らしている期間の長さは配偶関係によって異なるし、無職者の比率も異なるから、この数字だけから断定はできないが、未婚者だからといって一つの職業に続けて長く勤められたとはいえないのである。

未婚女性が職業上の諸点で「男性なみ」と異なることは表6の「仕事による収入」をみるとさらに明らかになる。仕事収入の平均をみると、未婚女性が最も高いし、20万円以上の者も15.4%と死別、離別に比べてたしかに高い。しかし、10万円未満の者が未婚者の4分の1近くを占めていることはみのがせない。表7には、夫の年齢層別に有配偶調査の夫の仕事収入を示した。10万円未満の

者は全体の2.2%であり、25万円以上の者は全体の42%にものぼる。カテゴリーの中央値をとって平均値を計算すると、およそ27万円となる。調査時点の2年の差、質問の仕方の差異からくる平均の計算方法の差、対象者年齢の差などはあるにしても、夫の仕事収入は未婚女性の仕事収入の2.5倍に近いのである。有配偶女性の夫を100とすると未婚女性は50にも満たないことになる。

労働省の賃金構造基本調査によると、男女間の賃金格差をもたらす要因として、勤続年数、学歴、就業分野の差異、労働時間の差異などがあげられている。そこで、年齢、学歴、勤続年数などをコントロールして比較しても、なお女性の賃金は男性の70～80%程度であり、これらをコントロールしなければ何と51.8%にしかないというのである⁵⁾。そして、われわれのデータからみると、未婚女性のように「育児による中断などなく男性同様に働いてくることができたであろう女性」であっても、平均的には男性の仕事収入の70～80%などは決して得ておらず、むしろ50%程度であることがわかるわけである。

さて、以上のように、未婚女性の職業、職歴、仕事収入は男性と比べてかなり異なることがわかった。そのことが老後にどのような問題をもたらすか、定年制の状況などとあわせて、老後の生計の見通しについて考察してみたい。

IV 老後の生計

われわれの調査では、老後の生計をどうやってたてるつもりであるのかを、身体が「丈夫な間」と「不自由になった時」に分けて質問し、複数回答で答えてもらった。その結果は表7、表8である。まず、「身体が丈夫な間」は、未婚女

表6 配偶関係別仕事による収入

(%)

	計	2.5万円未満	2.5～5万円未満	5～7.5万円未満	7.5～10万円未満	10～12.5万円未満	12.5～15万円未満	15～17.5万円未満	17.5～20万円未満	20～25万円未満	25万円以上	不明	なし	平均(万円)
計	100.0(676)	1.6	5.0	10.2	14.6	16.3	4.6	8.0	2.8	6.7	5.9	6.2	18.0	10.70
未婚	100.0(253)	1.2	5.1	7.5	9.9	16.6	6.3	11.9	4.7	10.7	4.7	7.5	11.5	11.60
死別	100.0(237)	2.1	2.1	13.5	13.5	17.3	4.6	3.4	1.3	4.2	8.0	5.9	24.1	9.83
離別	100.0(186)	1.6	8.6	9.8	22.6	15.6	2.2	8.6	2.2	4.3	4.8	4.8	15.1	10.58

表 7 夫の年齢別仕事収入月額

%(人)

	計	～10万 円未満	10～15万 円未満	15～20万 円未満	20～25万 円未満	25～30万 円未満	30～35万 円未満	35～40万 円未満	40万円 以上	D K, N A
計	100.0(875)	2.2	6.9	12.7	16.3	12.4	9.4	6.1	14.1	20.0
30～49歳	100.0(249)	2.0	5.2	15.3	19.7	13.3	10.8	5.2	10.0	18.5
50～54歳	100.0(350)	1.7	6.9	11.7	16.0	15.4	10.6	7.1	14.6	16.0
55～59歳	100.0(208)	0.9	7.7	11.1	15.4	8.7	5.8	5.8	17.3	27.3
60歳～	100.0(68)	8.8	10.3	13.2	8.8	5.9	8.8	4.4	16.2	23.5

表 8 配偶関係別老後の生計（身体が丈夫な間）

(M. A.)

	計 (N)	仕事による 収入	子供による 扶養(定期的 仕送り)	年金	生活保護	家賃・ 地代	利子 配当金	預貯金	その他	わから ない
有 配 偶	100.0(911)	47.5	12.5	56.2	2.1	17.9	6.3	36.6	0.7	4.0
無 配 偶	計	100.0(676)	60.1	3.0	41.6	2.2	14.6	10.8	19.1	0.9
	未 婚	100.0(253)	62.5	1.2	43.5	3.2	9.5	11.5	24.5	1.2
	死 別	100.0(237)	51.9	4.2	46.0	1.3	22.4	12.2	15.2	0.4
	離 別	100.0(186)	67.2	3.2	33.9	2.2	11.8	8.1	16.7	1.1

性は「仕事による収入」「年金」「預貯金」が高率である点は他の配偶関係の女性と大きな差異はない。「子供による扶養」「家賃・地代」をあげる者は、他の配偶関係と比べて最も少ない。このことは「身体が不自由になった時」の生計のたて方に大きな影響を与えているようにみえる。未婚女性は、「身体が不自由なとき」という条件をつけてもなお「仕事による収入」という答が4分の1近くにもものぼり、「生活保護」とする者が10%を超えて他の配偶関係に比べて最も高率である。ここに、子供や財産に頼れず、体が不自由でも自分で働くか、生活保護に頼るしかないというせっぱつまった状況の未婚女性が少なくないことがみてとれよう。「わからない」という回答も、おそらくは見通しのつかない状況を反映しているものと思われる⁶⁾。

以上は、意識調査からみた未婚女性の老後の生計の見通しであるが、次に各生計手段の客観的状況について概観していこう。第1に「仕事による収入」についてであるが、雇用者であれば、定年制により一定の年齢で強制退職させられる場合が少なくないことを考慮しなければならない。この点は男性雇用者も同様なのであるが、ただし、労働省の雇用管理調査によると(1984年)、男女別に定年制を定めている企業が16.7%もある。男女別定年制における定年年齢を1982年の雇用管理調査

でみると、男子では55歳から60歳までに96%ほどが集中しているのに、女子では40歳代さえ14.4%もあり、50歳が31.7%、55歳以下の合計が89.5%にもものぼっている。企業全体からみれば少ないとはいえず、一部にこのように女性を早く強制退職させる企業があるのだといえる。

以上の数字は企業を対象としてみたものであるが、次に個人を対象としたデータをみよう。定年到達者調査(1979年)⁷⁾によると、定年時の年齢は男子は55歳に49.1%が集中し、55歳未満はわずか1.5%であるが、女子は55歳未満が18.9%もある。以上のデータから、女性の場合は、長年勤めた職場を男性より早く強制退職させられる人が少なくないことがわかる。つけ加えるならば、この調査の定年退職女性の過半数は配偶者がいなかった。

さて、老後の生計を働くことによって支えようとする人々にとって、早々に強制退職させられた後は、新たな仕事を探すしかない。ところが、ここでも女性は男性に比べて不利である傾向が、定年到達者調査(1978年度退職者)から読みとれる。定年到達直後、「再雇用・勤務延長等」で引き続き雇われた人は男31.2%、女34.7%で女の方がより高率であるが、「元の会社のあっせん」は男23.1%、女3.0%で男の方がずっと高率であった。その結果、定年到達直後雇われなかった者は男29.9%、女52.8%であった。未婚女性が「仕事による

収入」で老後の生計をたてることはなかなか困難であることがわかる。

次に「預貯金」についてであるが、適切なデータがないので、ここでは老年期の入口の高額収入である退職金に着目してみたい。定年到達者調査(1978年度退職者)によると、退職一時金をまったく支給されなかった女性が11.4% (男性2.3%) あるうえ、支給された者の額も100万円未満が35.3% (男性6.8%)、100万円以上250万円未満が17.5% (男性7.0%) で、250万円未満の者が過半数である。これに対して1,000万円以上の退職金受給者は男性42.4%、女性8.8%である。退職金の使途(全年度計複数回答)では男女とも「退職後の生活費」が60%以上を占めているから、退職金が預貯金となつてのち、とり崩されているのだと推定できるが、これで生活できる月数は男女で相当異なるといえよう。この調査の女性は既婚者も含まれ、勤続年数の短い者も含まれてはいるが、常用労働者100人以上の企業でパートやアルバイトを含まず、定年まで勤務してもこれだけ男女差がある。通常の賃金が低いこととあわせて、未婚女性が預貯金で老後の生計を長くたてることは大変困難であることがわかるだろう。同じ理由で、「利子・配当金」による生計も困難である。

次に家賃・地代であるが、表2で家賃・地代に利子を加えても現在の収入源としている者が4分の1に満たないし、持家率(現在居住している家に関して)が28.5% (他に親・兄弟の持家だという者が10.8%) という現状からみて、これに老後の生計を頼れるのはごく一部の者と考えられる。

さらに未婚者にとって厳しいのは子供からの扶養を期待できないことである。本稿の論旨からはずれるので深くは立ち回らないが、子供からの介

護がまったく期待できないという未婚者の状況は、未婚者の老後不安を他の配偶関係の者に比べて最大にしていることがわれわれの調査で明らかにされた。そのために、未婚者は自らが病気になったときの入院費や介護費用、老人ホーム入居費用からできれば葬式代までを「老後の生計費」としてイメージしなければならないという状況にあるといつてよい⁸⁾。

このようにみえてくると、結局、未婚女性一般にとって最も頼りになるのは「年金」である。配偶関係別の年金受給額のデータが見当たらないので、配偶関係別の加入年金の種類を都老研調査によってみてみたのが表9、表10である。未婚者で国民年金の加入者は36.4%にのぼるが、モデル年金からみて彼女たちの受給額は5万円にのぼることはなく、多くても3~4万円と推定される。「加入していない」者も8.3%にのぼり、未婚女性の少なくとも半数近くの者の老齢年金は暮らしていくのに足る額ではないと想像できる。厚生年金加入者の中にも加入年月が短く月収額も低いために年金額が少ない者はかなりの人数にのぼると思われるから、老後に年金を頼りにできない未婚者は実は半数どころではないと考えた方がよいだろう。

一方で表11によって有配偶女性についてみると、夫も妻も国民年金の人や夫が国民年金の人はやはり年金額はかなり少ないと思われる。ただし、一般論として、たとえば1人で3万円よりは2人で6万円の方が暮らしやすいとか、夫が国民年金の人の中にはかなり高収入をあげて蓄財している者も含まれることは指摘したい。そして、「夫が厚生年金か共済年金、妻が国民年金」という夫婦の場合、夫妻ともに国民年金の夫婦より平均してかなり高額な年金が期待できるのだが、そのような

表9 配偶関係別老後の生計(身体が不自由なとき)

(M. A.)

		計 (N)	仕事による収入	子供による扶養(定期的仕送り)	年金	生活保護	家賃・地代	利子・配当金	預貯金	その他	わからない
有配偶	計	100.0(911)	2.3	30.4	56.4	4.3	16.9	6.1	37.7	1.3	10.6
	無配偶	100.0(676)	4.4	8.0	49.0	8.6	15.8	13.0	26.2	1.6	26.2
無配偶	未婚	100.0(253)	24.9	1.6	53.4	10.3	9.5	15.0	34.4	3.2	22.9
	死別	100.0(237)	1.3	11.4	50.2	6.3	21.5	14.3	19.4	1.3	27.0
	離別	100.0(186)	4.8	12.4	41.4	9.1	14.0	8.6	22.0	—	29.6

表 10 配偶関係別加入年金（無配偶者）

		計	国民年金	厚生年金	公務員 共済年金	その他の 年金	何かわから ないが加入	いずれも加入 していない	
無 配 偶	計	100.0(676)	40.5	35.4	7.4	0.4	1.3	12.1	2.8
	未婚	100.0(253)	36.4	39.9	10.7	0.8	1.2	8.3	2.8
	死別	100.0(237)	43.9	32.9	5.1	0.4	2.5	12.7	2.5
	離別	100.0(186)	41.9	32.3	5.9	—	—	16.7	3.2

表 11 夫と妻の「受給できると思われる年金」組合わせ（有配偶者）

	計	夫も妻も 国民年金	夫国民年金 妻厚生か共済	夫も妻も 厚生か共済	夫厚生か共済 妻国民	未加入	その他*
有配偶	100.0(911)	28.4	2.3	15.4	38.5	3.1	12.3

(注) * のその他は夫か妻のいずれかが、「何かわからないが年金に加入」、または「厚生・共済、国民以外の年金」のケースである。

夫婦が40%近くもいることもわかる。これらのことから、正確な年金額についてのデータは欠けているが、未婚女性の平均的な年金額が（死別や離別女性もそうであるが）、有配偶世帯の平均的な年金額に比べてかなり低い（おそらく2分の1よりもかなり低い）ことは容易に想像されるのである。未婚女性は、年金以外に頼れるもの（財産、子供）が少ないうえ、その年金も決して頼りにはならないようにみえる。

以上のように、老後の生計のたて方についての意識からみても、また、さまざまな生計をたてる手段の実態からみても、未婚女性の多くは、かなり貧しい状況におちいる可能性が高いと結論できる。この結論をふまえて、次節ではいよいよ社会保障と女性というテーマに入りたい。

V 女性の経済的困難と社会保障

以上の未婚女性に関するデータをふまえて、この節では「社会保障制度は女性が経済的困難におちいるのを救うために、どのような役割をはたしうるか」という問題を追究していきたい。この大きな問題に対して、ここでは、とくに女性の老後の経済的困難が年金制度によってどのように救われるのか、それが男性の場合とどのように異なるか、を中心に論じていく。

この問題を論ずるにあたって、まず、「女性は男性より一般的には経済的困難におちいりやすいことが、年金制度の中でどのようにとり扱われて

いるか。それが老後の所得保障にどのような影響をもたらしているか」を検討したい。

第1におさえるべき点は、日本の年金制度は一定の保険料拠出を前提に拠出額に応じて給付する年金保険であるから、拠出額の低い者は低額の老齢年金しか受給できないのが原則である、ということである。したがって、被用者年金に話を限定すれば、低所得者、勤続年数の短い者ほど低額の老齢年金しか受給できない。その結果、生涯の高所得者は老後までに蓄財をしたうえ、高額年金を受給するが、生涯の低所得者は老後の蓄えもできないうえに、低額の年金しか受給できないしくみである。

このしくみのため、女性の老齢年金受給者の多くは低額の受給者である。すでにⅢでみた仕事収入と職歴から推して未婚女性、離婚女性の多くは確実にこれに属する。ここで未婚女性と離婚女性に話を限定して考えると、女性が貧困におちいりがちである状況に対して年金制度はほとんど機能をはたしていないと結論できる。

それは年金保険のしくみの上からは当然のことなのであるが、第2に、一方で結婚している女性の多くは年金制度によって自らの拠出は少なくとも、夫の拠出に応じて夫の所得の喪失に対して所得保障されるしくみになっていることを指摘しなければならない。年金制度は「長期的に所得が得られなくなるような生活上の危険に対して一定の基準に従って長期的に金銭を支給するしくみ」といわれるが、生計中心者である夫の死亡は、被用

者年金ではそのような「危険」として認定され、遺族年金が支給される。妻は特別に保険料を払わなくても、世帯単位で保険料を拠出しているとみなされている。したがって、個人として無職の妻をみると、無拠出の者に対して給付がなされていることになり、保険の原則に反するのだが、世帯単位での拠出に応じて、保険上の「事故」に対して所得保障するという考え方をとっている。しかも、所得保障という考え方を厳密におしすすめるならば、若くて子供のない妻には定職につくまでの何年間かだけ年金を給付するというような考え方もありうるはずだが、現行の年金制度ではそのような条件は一切ついてない⁹⁾。

第3におさえるべき点は、夫が国民年金加入者の場合、生計中心者たる夫が死亡して妻が無職であっても遺族年金は受給できず、18歳未満の子がいる場合のみ母子年金を受給できるということである。夫の自営業をひきついでいける妻にはたしかに所得保障は不要かもしれないが、そうでない妻も多いのに生計中心者の死亡は何ら所得保障の対象とならないのである。

以上の周知の事実をあらためて列挙したのは、次の二つの結論を導きたいがためである。第1に、現在の年金制度は、基本的には男は外で働き妻子を扶養し、妻は家事育児に主として従事するという性別役割分業を前提として構成されている、ということである。性別役割分業社会では、その分業相手をもたない女性、すなわち無配偶女性はどうしても経済的困難におちいりやすい。このような無配偶女性のうち、現行の年金制度は一度は性別役割分業を選択し、それを継続しようとしたのにできなかった女性、すなわち死別女性だけに所得保障をしようとしている。それ以外の無配偶女性、すなわち未婚、離婚女性の老後の経済的困難に対しては年金制度は少ししか機能を果たさないのだと結論できる（夫が国民年金であった場合については、死別女性の場合も十分ではないが、ここでは深く立ち回らない）。

この第1の結論から、本稿のテーマである未婚女性の経済生活をみると、彼女たちこそこの性別役割分業社会とこれに基づく社会通念の被害者で

あることがよくわかる。すなわち、この通念によって彼女たちは一生経済的に自立していくのに役立つ社会的態度、価値観、職業的技術などの教育を受けなかった。就職してのちも、それゆえに仕事に精進しなかったという人も多いかもしれないが、おそらくはそれ以上に、性別役割分業観によって女子の労働は家計補助であると考えられ、低賃金でしか酬いられなかったのである。そのために預貯金や持家の取得もできなかった人も多いのに、老齢年金は低額なのである。

さて、第2の結論も、年金制度が性別役割分業を前提としていることと深くかかわっている。それは、多くの女性の老後の年金額はその女性が老後に至るまでどのような働きをどれだけ長くしてきたかによって決まるのではなく、どのような夫とどれだけ長く暮らしたかによって決まっている、ということである。具体的には夫の職業が公務員か、民間の被用者か、自営業かで加入年金が決まり、夫が何年間働いたか（厳密には加入期間）と夫の収入、それに夫と離婚したか死別したかといったことで受給額も決まってくる。簡単にいえば、高収入の夫と長く添いとげれば女性は高い年金を受給できるのである。

このことは年金額についてだけいえることではない。われわれの無配偶女性の調査からも、離死別者間の経済的格差はかなりの程度まで別れた夫の経済力と夫から何をひきついでかに依存していた¹⁰⁾。すなわち、経済力のある男性と長く生計を一にしていれば、それだけ蓄財も進み、遺産や保険金も高い。そのうえ、遺族年金は高いという可能性が多いわけである。俗ないい方をするならば、「女のくらしは夫しだい」であり、「別れて後まで夫しだい」なのである。

さて、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准され、「性別役割分業の見直し」が唱えられている現時点で、女性の年金制度における前提はまったく性別役割分業に基づいていることをみてきた。ところで、このところ、本稿で論じた問題に関連する制度改革が次々となされている。女性と年金については今号で他により専門的な論文が掲載されているから深くは

立ち入らないが、本稿の焦点である未婚女性にとってこの改革が何をもたらすのかを簡単に考察したのち、社会保障の将来像に注文をつけたい。

VI 制度改革と女性の経済生活

これまで年金制度について述べた点は、すべて現行の年金制度によったが、本年4月より新しい年金制度が実施にうつされる。新年金制度では離婚女性を含むすべての女性に固有の基礎年金を保障する等、女性にとっての改善点もいくつかみられる。

ただし、本稿のテーマである未婚女性に限定して考えれば、必ずしも改善とばかりはいえない点も多い。第1に支給開始年齢は女性も60歳に引き上げられる。すでに述べたように男女別定年制が残っているような状況で、しかも女性の方が定年後の再就職が困難な状況で、これは勤労収入に多くを依存している未婚女性にとってかなり打撃であると考えられる。さいわい、ほぼ時を同じくして雇用機会均等法が成立し、定年年齢の男女差別は禁止事項となった。これが実効を奏して、男女の定年年齢が真に同じになれば、この引き上げはやむをえないが、法にふれぬよう形を変えて男性より早く退職しなければならないという習慣が残っていないか危惧される。

第2に、保険料率が引き上げられ、15年間かけて男女同率となる点も未婚女性にとって不利な改革である。男女が同程度の賃金であればこれは当然のことであるが、現実には女性の賃金はおしなべて低く、定率の拠出は低収入の者ほど重い負担となろう。

これに反して、無職の主婦に対しては今回の年金改革は有利であるといわれている。とくに妻は個別に保険料を負担せず、しかし固有の基礎年金の給付を受けられる。

このようにみえてくると、新しい制度もまったく性別役割分業観に基礎をおき、むしろそれを強化しようとしてさえしていることがわかる。「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准され、「性別役割分業の見直し」が唱えられ

ている時点で、しかも将来をみこして行う年金改革としては、この点に大きな疑問が残る。といっ
てむろん、社会の実情が性別役割分業に基づいて
いるのに、理念だけ先走ってたとえば遺族年金を
廃止するというようなことは、これも女性にとっ
て酷である。すなわち、年金のように、将来にわ
たって影響の大きい制度の改革については、現状
は現状として、理想の形態とか将来の方向性とか
いうものが、きちんと議論されなければならない
のではないだろうか。

そこで、現在の制度の論理からみると飛躍があり
すぎることを十分承知のうえで、女性と社会保
障という観点から、将来の制度改革ではぜひ留意
してほしい点をここに指摘しておきたい。

第1に、所得比例の保険方式による所得保障と
いうのは、所得保障としては一定の限界をもちや
すいものであることを指摘したい。この方式であ
る限り最も所得保障を必要とする低所得者は低水
準の保障しかされず、女性の多くがこれに属する
ことになるであろう。この方式が女性にとって酷
なものでなくなるためには次の二つの条件が必要
であるように思われる。第1点は最低生活を保障
する給付（レベルについては議論があろうが、た
とえば新制度における基礎年金）については、保
険方式を多少とも脱却した年金またはその他の形
で保障することである。新制度におけるように
40年間もれなく拠出しないと月額5万円に達しな
いようでは最低生活を脅かされる女性がふえるだ
ろう。第2に、女性の雇用の保障、男女平等賃金
（具体的にはこれも議論のあるところだが）の必
要がある。そうすれば基礎年金の保険料未納も減
るであろうし、保険方式であっても女性が男性に
比べて低年金ということも減るであろう。

第2に、有夫の女性の年金が夫の働きしだいであ
るという制度は長期的には変更すべきである。
もし拠出に応じて給付に差のあるような年金制度
が継続していくなら、その拠出はやはり個人単位
で考えられてこそ、未婚女性も共働き女性も納得
がいくのではないだろうか。これに対しては、専
業主婦の社会的な貢献度（出産、育児、老人など
家族の世話）も年金制度のうえで評価すべきだと

の反論がある。しかし、新旧いずれの年金制度も決してそのような貢献度を評価しているのではなく、単に妻であったことを評価しているにすぎない。出産や育児を年金制度上評価するということは、少なくとも育てた子供の人数くらいは年金額に反映させるということではないだろうか。あるいは、育児休暇とか老人介護休暇などがある程度の有給で認め、保険料を拠出させるというような方法も考えられる。その場合でも、基本的前提としては、育児や老人の介護のために女性が退職しなければならないような状況には追い込まれないことが重要である。いずれにせよ、専業主婦の社会的貢献を年金などに反映するのなら、実際の働きに即して反映すべきであり、単に妻であることそれ自体を反映させるべきではない。また、保険拠出のうちで妻の部分の部分を明確にしないことは未婚、離婚女性との均衡を欠くことになる。

年金制度の改革には現状からの移行の円滑さとか、収支のバランスの維持など現実的な制約が実に多く、また税制や労働政策とのからみまであって、このような理想論はともすれば幼稚な議論と片づけられてしまうところがある。しかし少なくとも、女性と社会保障という観点からみるならば、新旧の社会保障制度がともに性別役割分業を前提としており、そのかぎりにおいて多くの女性の経済的困難は解消されにくいという基本的問題点は、何度強調しても強調しすぎることはないであろう。

(注)

- 1) 両調査について詳しくは同名の報告書を参照されたい。両調査参加者は筆者と岡村清子、樽川典子であり、1977年調査のみ参加者は袖井孝子、本間信吾、1979年調査のみの参加者は奥山正司、白水繁彦、高橋博子である。なお、これまでこの調査のデータをもとにまとめられた論文は、直井道子「中高年無配偶女性の老後」『ジュリスト 増刊総合特集 高齢化社会と老人問題』1978年、とくに離死別女性については、直井道子「離婚した女性の生活」野田愛子編『離婚を考える』有斐閣、1980年、直井道子「離別、死別婦人の問題——生活史からのアプローチ——」袖井孝子・直井道子編『中高年女性学』垣内出版、1979年、有配偶女性と無配偶女性の比較に重点をおいたものとしては、奥山正司・岡村清子「中高年女性の生活と老後不安」『社会老年学』17号、1983年などがあるが、未婚女性を中心にまとめるのは今回

がはじめてである。

- 2) 法的な離婚に至らないが、長期の別居生活をしている者を含む。
- 3) 厳密に言えば、被雇用者である妻の死亡によって夫が遺族年金を受給することもありうるから、このいい方は正確ではない。しかし、制度的想定としては妻が受給者であることを想定していると考えられ、たとえば厚生年金では、夫は60歳以上かまたは一定程度以上の障害の状態にある場合しか遺族年金は支給されない。
- 4) 塩沢美代子・島田とみ子著『ひとり暮らしの戦後史——戦中世代の婦人たち——』岩波新書。
- 5) 労働省「毎月勤労統計調査」(昭和59年)で調査した全産業計で1人平均月間現金給与総額を事業所規模30人以上について男女比較すると女子は男子の51.8%である。また、労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和59年)で年齢、学歴、勤続年数がある程度コントロールした標準的労働者の所定内給与額の男女間格差をみると、25歳以上では女子は男子の70~84%ほどである。
- 6) 独身婦人連盟が機関誌「茜」(No. 42)で会員108名、非会員291名(どのようにして選んだか言及されていない)にアンケート調査した結果を紹介している。60歳代の生計のたて方としては、会員・非会員とも年金が60%以上だが、「働く」も20~30%ある。80歳代の生計のたて方をきくと、年金が40~60%あるほか、やはり無回答が30~46%もある。それだけ、見通しがもてない状況であるといっていよう。
- 7) 労働省「定年到達者調査」(1979年)は常用労働者100人以上を雇用する民営事業所を、1972年度、1975年度、1978年度に定年退職した者、または定年以前であっても55歳以上で定年扱いによって退職した労働者を調査している。以下で示す数字は1978年度退職者に関する数字である。
- 8) このあたりについては、谷嘉代子編『女ひとり生きる』ミネルヴァ書房、1982年などに詳しい。
- 9) 樋口富男『婦人と社会保障』に関する国際的展望——寡婦年金制度について——『賃金と社会保障』No. 910、1985年によると、すべての寡婦に無差別に寡婦年金を支給する例は、今や国際的には少数派に属する。たとえば東独、ソ連などは子供の有無と年齢(8歳)などの条件、フィンランド、スイス、オランダ、イギリスなどは寡婦の年齢(40歳から)を条件としているし、死別当初の一時金や有期年金で寡婦に就業の機会を提供し、それが不可能な場合には失業給付などで対応する考え方も出てきている(ノルウェーなど)。
- 10) 直井道子「女性の老後と家族」福武直・小山路男編『高齢社会への社会的対応』東京大学出版会、1985年。

(なおい・みちこ 東京都老人総合研究所
社会学部主任研究員)